

令和元年第9回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和元年9月9日 午後3時01分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和元年9月9日 午後3時01分
筑紫野市役所 (505会議室)

2 閉会日時 令和元年9月9日 午後3時40分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、永田秀喜、櫛木勇、

八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、

佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者 (または出席を要しない農地利用最適化推進委員)

八尋雄二、高田長次

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第28号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動 (届出) について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

農政

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：それでは、始めさせていただきます。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第9回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員は6番委員の永田さんをお願いします。それからもう一方、8番委員の井上さん、お願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いいたします。お手元に配付しております資料、それから追加資料もございますので、それも含めて本日の会議を進めます。

まず、1ページめくってください。1ページ、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が1件あります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□ほか2名。届出地、□□ほか3筆。地積、田2,239.43平米、合計2,239.43平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はございません。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方、お願いいたします。よろしいですか。

(なし)

○議長：質疑がございませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、次のページをおあげください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり、農地の転用届出が4件あります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明にかえさせていただきます。

番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□、代表取締役□□。届出地、□□。地籍、田208平米、仮換地138平米、合計208平米。届出内容、転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要です。受付年月日、令和元年7月31日。

番号2番。譲受人、奄美市□□、□□。譲渡人、大分市□□、株式会社□□、代表取締役□□。届出地、□□。地籍、田219平米、仮換地146平米、合計219平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。受付年月日、令和元年8月8日です。

番号3番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地籍、

畑0.1平米、合計0.1平米。転用目的、駐車場。契約内容、贈与。構造規模、整地。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要です。受付年月日、令和元年8月23日。

番号4番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地、□□。地籍、畑0.4平米、合計0.4平米。転用目的、敷地拡張。契約内容、贈与。構造規模、整地。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要です。受付年月日、令和元年8月23日。

以上です。

○議長：ただいま4件の報告がありました。本件について質疑のある方、お願いいたします。どうぞ。

○委員：面積の0.1平米というその平米数はわずかと思うんですが、やっぱりこういうふうにしていないといけないんですか。

○事務局：面積はかなり小さな面積でございますけど、相続あたりで、地目だけ変わっていないというところがかかったのだと思います。それも贈与とあわせて地目を変更されると。

○委員：以前やった分で不足があったからという形ですか。

○事務局：御本人さんが登記をされていなかった、地目変更までは相続時点でされていなかったところが残っていたということだと思います。

○議長：どうぞ。

○委員：贈与って、これは子供にあげているんですか。□□さんは。

○事務局：そうですね、贈与ですので……。

○事務局：親族かどうかという確認まではしていません。その関係性までは……。

○議長：よろしいですか。ほか、ございませんか。

(なし)

○議長：では、本件について質疑のある方がございませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

では、農政議案に移ります。

次の次のページですね、7分の1ページになっていると思います。農政議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくをお願いします。

○農政担当：議案第14号について説明させていただきます。読み上げて説明とさせていただきます。

番号1番。貸付者、□□、□□。借受人、□□、□□。所在地、□□。地目、田。面積、638平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、麦期間借地。期間につきましては、令和元年11月11日から令和6年6月10日までの5年間となっております。

以下、7ページまでの27件、更新が25件、新規が2件、筆数といたしましては81筆の合計10万6,577平米となっております。

追加分についてもあわせて説明させていただきます。

追加分。貸付者につきましては□□さん、借り受け人につきましては□□さんとなっております。親子間での使用貸借の設定でございます。これにつきましては、令和元年7月の定例会にて審議いただいていた分になります。今回、終期を令和11年6月10日から令和11年7月10日に変更するものとなっております。

この変更の理由についてですけれども、実は□□さんは、農業者年金、経営移譲年金というものを受給されている方でございます。経営移譲年金につきましては、後継者に10年間、貸し借りなどの権利を設定することが要件の一つとなっております。7月に提案していた期間が9年と11カ月となっていたことから、今回、農業者年金の受給要件を満たすために期間について変更を行うものとなっております。

説明については以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○農政担当：ありがとうございました。では、本件に関する質疑や意見のある方はお願ひします。

(なし)

○議長：質疑、御意見もございませんようですので、お諮りいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案のとおり可決することといたします。

それでは、次に行きます。農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者の御説明をよろしくお願ひします。

○農政担当：第15号について説明させていただきます。読み上げて説明とさせていただきます。

所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、2,708平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期については、いずれも令和元年9月25日となっております。合計1筆、面積2,708平米の所有権移転に関する件でございます。

今後につきましては、農業振興推進機構のほうで当該農地のあっせんを行いまして、新たな担い手に売却を行うものとなっております。

説明については以上になります。御審議よろしくお願ひします。

○議長：ありがとうございます。今説明いただきました案件につきまして、質疑、意見のある方はお願いします。よろしいですか。

(なし)

○議長：質疑、意見もございませんようですので、お諮りいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

ただいまの件で定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第9回筑紫野市農業委員会の定例会を閉会いたします。